

2021年日本ラリー選手権規定の制定

<新旧対照表>

下線部分：変更箇所

2021年規定	2020年規定
<p>第1章 総則 第1条 目的 一般社団法人日本自動車連盟（以下「JAF」という。）は、<u>2021年</u>（以下「当該年」という。）のラリー競技会において優秀な成績を収めた者の栄誉をたたえるため、これを認定する日本ラリー選手権規定を制定する。</p> <p>第2条 日本ラリー選手権の区分 本選手権は次の通り区分し、それぞれに部門を設ける。</p> <p>1. <u>全日本ラリー選手権</u>（以下「全日本選手権」という。なお、英語表記は Japanese Rally Championship とする。） <u>ドライバー部門、コ・ドライバー部門</u></p> <p>2. <u>地方ラリー選手権</u>（以下「地方選手権」という。） <u>ドライバー部門、ナビゲーター（ラリー競技開催規定に定めるスペシャルステージラリーにおいてはコ・ドライバー。以下総称して「ナビゲーター」という。）部門</u></p> <p>第3条（略）</p> <p>第4条 選手権競技および選手権シリーズの成立 1. 選手権クラスの成立 全日本選手権は、各クラス<u>5台以上</u>のレッキ受付台数を以て、選手権クラスとして成立する。（略） 2. ～3.（略）</p> <p>第5条（略）</p> <p>第2章 全日本選手権</p>	<p>第1章 総則 第1条 目的 一般社団法人日本自動車連盟（以下「JAF」という。）は、<u>2020年</u>（以下「当該年」という。）のラリー競技会において優秀な成績を収めた<u>ドライバーおよびナビゲーター（ラリー競技開催規定に定めるスペシャルステージラリーにおいてはコ・ドライバー。以下総称して「ナビゲーター」という。）</u>の栄誉をたたえるため、これを認定する日本ラリー選手権規定を制定する。</p> <p>第2条 日本ラリー選手権の区分 本選手権は次の通り区分し、それぞれに<u>ドライバー部門およびナビゲーター部門</u>を設ける。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全日本ラリー選手権（以下「全日本選手権」という。なお、英語表記は Japanese Rally Championship とする。） ・地方ラリー選手権（以下「地方選手権」という。） <p>第3条（略）</p> <p>第4条 選手権競技および選手権シリーズの成立 1. 選手権クラスの成立 全日本選手権は、各クラス<u>3台以上</u>のレッキ受付台数を以て、選手権クラスとして成立する。（略） 2. ～3.（略）</p> <p>第5条（略）</p> <p>第2章 全日本選手権</p>

第6条～第8条（略）

第9条 参加資格

（略） ただし、ドライバーもしくはコ・ドライバーのうち、いずれかが過去に地方ラリー選手権競技会において、2回以上の順位認定を受けた実績がある場合は、この限りではない。

第10条 得点基準および選手権順位の決定

1. 得点基準

1) クラス別得点

選手権として成立した各競技で完走したドライバーおよびコ・ドライバーに対し、競技結果成績に基づき、第8条に定めるクラス別の順位に従って下記の表による得点を与える。

2) (略)

3) レグ別得点

選手権として成立した各競技における第8条に定めるクラス別の順位に従って上位3位のドライバーおよびコ・ドライバーに対し、レグ2以降に下記の表による得点を与える。（略）

2. (略)

第11条（略）

第3章 地方選手権

第12条 参加車両

（略）

ただし、RF車両のホイールおよびタイヤについては、当該年のJAF国内競技車両規則第2編ラリー車両規定第3章第6条に従うこと。

なお、過給器付車両のエアリストリクター、RPN車両の年次制限の設定、および車両に装着するホイールのサイズについては、開催地域毎に当該地域の地方選手権を構成するオーガナイザーのすべての同意を得たうえ

第6条～第8条（略）

第9条 参加資格

（略） ただし、ドライバーもしくはナビゲーターのうち、いずれかが過去に地方ラリー選手権競技会において、2回以上の順位認定を受けた実績がある場合は、この限りではない。

第10条 得点基準および選手権順位の決定

1. 得点基準

1) クラス別得点

選手権として成立した各競技で完走したドライバーおよびナビゲーターに対し、競技結果成績に基づき、第8条に定めるクラス別の順位に従って下記の表による得点を与える。

ただし、不成立となるクラスの車両が参加出走した場合において、当該車両は成立しているクラスのうち最上位クラスに区分されるものとし、最上位クラスは、当該車両を含んだ順位に基づいて得点を与えられるものとする。

2) (略)

3) レグ別得点

選手権として成立した各競技における第8条に定めるクラス別の順位に従って上位3位のドライバーおよびナビゲーターに対し、レグ2以降に下記の表による得点を与える。（略）

2. (略)

第11条（略）

第3章 地方選手権

第12条 参加車両

（略）

ただし、RF車両のホイールおよびタイヤについては、当該年のJAF国内競技車両規則第2編ラリー車両規定第3章第6条RJV車両規定に従うこと。

なお、過給器付車両のエアリストリクターについては、開催地域毎に当該地域の地方選手権を構成するオーガナイザーのすべての同意を得たうえで、当該年の前年の11月15日までにJAFに申請し承認を得ることを

で、当該年の前年の1月15日までにJAFに申請し承認を得ることを条件に下記の措置を講ずることができる。

1. ～3. (略)

4. 当該年の国内競技車両規則第2編ラリー車両規定第3章第6条6.1)、第4章第7条7.1)および第5章第7条7.1)に規定されたホイールの最大値(直径および幅)以外の最大値を設定すること。

第13条～第14条(略)

第15条 得点基準および選手権順位の決定

1. 得点基準

選手権として成立した各競技会で完走したドライバーおよびナビゲーターに対し、競技結果成績により、第13条に従って設定されたクラスごとに、下記の表による得点を与える。

2. (略)

第4章 一般規定

第16条 ブリーフィング

ブリーフィングが実施される場合には、すべてのクルーおよび競技参加者は、必ずブリーフィングに出席し、かつ出席表に署名しなければならない。

(略)

第17条～第21条(略)

第5章 規則の施行

第22条(略)

第23条 本規定の施行

本規定は、2021年1月1日から施行する。

以上

条件に下記の措置を講ずることができる。

1. ～3. (略)

第13条～第14条(略)

第15条 得点基準および選手権順位の決定

1. 得点基準

選手権として成立した各競技会で完走したドライバーおよびナビゲーターに対し、競技結果成績により、第13条に従って設定されたクラスごとに、下記の表による得点を与える。

ただし、不成立となったクラスの車両が参加出走した場合において、隣接する上位クラスが成立しているときは、そのクラスは当該車両を含んだ順位に基づいて得点を与えられるものとする。

2. (略)

第4章 一般規定

第16条 ブリーフィング

すべてのクルーおよび競技参加者は、必ずブリーフィングに出席し、かつ出席表に署名しなければならない。

(略)

第17条～第21条(略)

第5章 規則の施行

第22条(略)

第23条 本規定の施行

本規定は、2020年1月1日から施行する。

以上